

## 第47回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成30年9月11日（火）

午後2時30分

場所 宮城県庁行政庁舎9階

第一会議室

## 第47回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

### 1 開催年月日及び場所

平成30年9月11日（火）午後2時30分から午後3時5分まで  
宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

### 2 出席者の職名及び氏名

・横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長	小林 憲勇喜
・仙台検疫所次長	小須田 敏彦
・横浜植物防疫所塩釜支所長	高田 光弘
・東北運輸局交通政策部環境・物流課長	中島 基
・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長	佐藤 敬
・宮城海上保安部交通課長	澤田 真典
・東北地方整備局企画部環境調整官	宮川 浩幸
・仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長	阿部 裕美
・石巻市建設部長	木村 芳夫
・塩竈市産業環境部長	佐藤 俊幸
・宮城県震災復興・企画部理事兼次長	伊丹 相治
・宮城県環境生活部次長（技術担当）	金野 由之
・宮城県農林水産部次長	佐藤 達哉
・宮城県土木部次長（技術担当）	佐藤 達也

### 3 議題

議案第1号 表浜港港湾隣接地域の指定について

議案第2号 仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区の変更について

### 4 審議経過の概要

#### (1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

#### (2) 挨拶

宮城県土木部佐藤次長から挨拶があった。

#### (3) 会議成立の確認

事務局から幹事総数20名中、本人出席14名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

#### (4) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部次長（技術担当）の佐藤幹事が務めること

とされた。

(5) 議事録署名人の指名

横浜植物防疫所塩釜支所長の高田幹事と石巻市建設部長の木村幹事が指名された。

(6) 審議

議案第1号 表浜港港湾隣接地域の指定について

事務局から、表浜港港湾隣接地域の指定について、議案書及び資料①により説明がなされた。

(質 疑)

<東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 佐藤幹事>

議案に異議があるものではないが、参考までに質問させていただく。

一点目は、海岸保全区域について既に指定されているのか、それとも現在指定に向けた手続きを進めているのか。

二点目は、海岸保全区域をカバーするように港湾隣接地域を指定するように見て取れるが、海岸保全区域がかからない部分にも港湾隣接地域が指定されるところがあるので、その考え方を教示願いたい。

<事務局>

一点目の海岸保全区域の指定状況については、現在指定に向けた手続きを進めているところである。

二点目についてであるが、港湾隣接地域は水際線から100メートルの範囲内を水際線に接する形で指定するものであり、水際線から離れた海岸保全区域の部分だけを指定することができないため、議案書3ページの図面のような指定の形になっている。また、海岸保全区域の一部が港湾隣接地域と重複しない箇所があるが、これについては関係部局と協議を行い、港湾管理者が管理できるようにしたいと考えている。

<東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 佐藤幹事>

港湾隣接地域は100メートルの範囲内で指定することができるが、100メートルの範囲全てを指定するのではなく、その中で最小限の範囲を指定するというところでよろしいか。

<事務局>

水際線から100メートルの範囲内で海岸保全区域と重複するところまでの最低限必要な範囲を指定するという趣旨である。

(議 決)

議案第1号について、異議なく承認され、原案どおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会宛て報告することとされた。

議案第2号 仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区の変更について

事務局から、仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区の変更について、議案書及び資料②により説明がなされた。

（質 疑）

<横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 小林幹事>

雲雀野地区の9.5ヘクタールの土地については商港区に指定することのだが、具体的な今後の利用イメージがあれば教示願いたい。

<事務局>

現在も公共の野積場として利用しているところであり、今後も同様の利用形態となる。

<横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 小林幹事>

外貿貨物・内貿貨物を問わず野積場にするとということによろしいか。

<事務局>

9.5ヘクタールの部分については岸壁に隣接していないが、当該区域の西側と南側にそれぞれ岸壁が存在しており、ここで荷揚げされた貨物が野積みされることになる。

<横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 小林幹事>

資料②を見ると商港区で許容される構造物として税関の事務所も含まれることになっている。最近雲雀野地区に外国の客船を誘致しているようだが、そのことと今回の商港区の指定は関連があるのか。

<事務局>

外国の客船は9.5ヘクタールの部分の南側の岸壁に着岸している状況であるが、今回の9.5ヘクタールの部分にクルーズ船のための施設を整備する計画はない。

資料の記載は、あくまでも分区内で許容される構造物を列記したものである。

<東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 佐藤幹事>

確認なのだが、議案書7ページの図で今回指定する区域9.5ヘクタール以外の例えば右下の赤い部分は今回商港区として指定することになるのか、それとも既に指定されているのか。

<事務局>

議案書7ページの図で赤く着色した部分に地番の数字が記載してあるが、今回指定

するのは25の部分だけであり、23、24の部分は既に指定済みである。

<議長 佐藤幹事>

臨港地区に指定しようとする区域を示す赤の実線は25の区域を囲んでおり、既に商港区に指定されている隣接部と同じような使い方、連続的な使い方を予定しているという意味で、当該区域も商港区に指定するという趣旨でよろしいか。

<事務局>

そのとおりである。

(議 決)

議案第2号について、異議なく承認され、原案どおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会宛て報告することとされた。

(7) 閉会

## 5 議決内容

議案第1号及び議案第2号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第47回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人

---

---